## 気象警報等に伴う授業・試験の取扱いについて

(1) 休講等の措置及び当該措置の終了について

本学では「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」を定めており、学生の安全確保のため、災害その他の本学学生の安全確保が必要な事態(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれのある場合における本研究科の授業及び定期試験(以下「授業等」という。)の実施について以下のとおり取り扱います。

①気象等又は交通機関の運休による休講等の措置について

次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合、別表に定めるところにより、授業の休止又は定期試験延期の措置(以下「休講等の措置」という。)をとります。

- (1) 京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報若しくは暴風雪警報(以下「気象 警報等」という。) が発表された場合
- (2) 京都市営バスが災害等の発生又は発生のおそれにより、全面的に運休した、又は計画運休(自然災害による被害を未然に防ぐために交通機関があらかじめその運休を決定し、実施することをいう。以下同じ。) する場合
- (3) 次の2つ以上の交通機関が災害等の発生又は発生のおそれにより、全面的に又は部分的に運休した、又は計画運休する場合
  - ・JR 西日本(京都線の京都駅〜大阪駅間、琵琶湖線の長浜駅〜京都駅間、湖西線の近江塩津駅〜京都駅間、奈良線の京都駅〜奈良駅間及び嵯峨野線の京都駅〜園部駅間)
  - ・阪急電鉄(京都線の京都河原町駅〜大阪梅田駅間)、京阪電鉄(京阪本線・鴨東線・中之島線の出町柳駅〜淀屋橋駅又は中之島駅間)
  - ・京阪電鉄(京阪本線・鴨東線・中之島線の出町柳駅~淀屋橋駅又は中之島駅間)
  - ・近畿日本鉄道(京都線の京都駅~大和西大寺駅 間)
  - ・京都市営地下鉄(烏丸線の国際会館駅~竹田駅間、東西線の六地蔵駅~太秦天神川駅間)

#### 〈別表 1 〉

#### 1・2時限の授業等の取扱い

状況	授業等の取扱い
(1) 午前6時30分の時点で気雾響報等が発表	
され、又は交通機関の運材が発生している場合	
(2) 午前6時30分から午前8時45分までの	1・2時限は、休講等の措置をとる。
間に気象警報等が発表され、又は交通機関の運材が発生	
することとなった場合	
(3) 午前8時45分から午前10時30分までの間に気象警	2時限は、休講等の措置をとる。
報等が発表され、又は交通機関の運材が発生することと	1時限の授業等はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると
なった場合	担当理事が認める場合は、1時限の途中
	からでも休講等の措置をとる。
(4) 午前10時30分から午前12時00分ま	2時限の授業等はそのまま続けるが、学生の安全確保上
での間に気象警報等が発表され、又は交通機製の運材が	緊急を要すると担当理事が認める場合は、2時限の途中からでも休講等
発生することとなった場合	の措置をとる。

## 3・4・5時限の授業等の取扱い

状況	授業等の取扱い
(1) 午前6時30分から午前10時30分までの間こ気象警報等が解除され、又は交通機関の運休が終了した場合	3・4・5時限は、授業等を実施する。
(2) 午前10時30分の時点で気象警報等が発表され、又は 交通機関の運材が発生している 場合	3・4・5時限は、休講等の措置をとる。
(3) 午前10時30分から午後1時15分まで の間に気象警報等が発表され、又は交通機関の運材が発生することとなった場合	3・4・5時限は、休講等の措置をとる。
(4) 午後1時15分から午後3時00分までの間に気象警報 等が発表され、又は交通機関の運材が発生することとな った場合	4・5時限は、休講等の措置をとる。 3時限の授業等よそのまま続けるが、学生の安全確果上緊急を要すると 担当理事が認める場合は、3時限の途中からでも休講等の措置をとる。
(5) 午後3時00分から午後4時45分までの間に気象警報等が発表され、又は交通機関の運材が発生することとなった場合	5時限は、休講等の措置をとる。 4時限の授業等よそのまま続けるが、学生の安全確果上緊急を要すると 担当理事が認める場合は、4時限の途中からでも代講等の措置をとる。
(6) 午後4時45分から午後6時15分までの間に気象警報 等が発表され、又は交通機関の 運休が発生することとなった場合	5時限の授業等はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると 担当理事が認める場合は、5時限の途中 からでも休講等の措置をとる。

## 別表 2

<b>火</b> 況	授業等の取扱い
(1)午後0時30分より前は個運材開始さ	第2条第2項ご規定する休講等の措置の終了の時まで休
れる場合	講等の措置をとる。
(2) 午後0時30分から午後2時45分までの間に言画運木	第1時限は授業等を実施し、第2・3・4・5時限は第
が開始される場合	2条第2項ご規定する休講等の措置の終了の時まで休講等の措置をとる。
(3) 午後2時45分から午後5時00分まで/間に計画運木	第1・2時限は受業等を実施し、第3・4・5時限は第2条第2項に規
が開始される場合	定する休講等の措置の終了の時まで休講
	等の措置をとる。
(4) 午後5時00分から午後6時45分までの間、計画運木	第1・2・3時限は授業等を実施し、第4・5時限は第
が開始される場合	2条第2項に規定する休講等の措置の終了の時まで休講等の措置をと
	<u>چ</u>
(5) 午後6時45分から午後8時30分までの間に計画運木	第1・2・3・4時限は授業等を実施し、第5時限は第
が開始される場合	2条第2項に規定する休講等の措置の終了の時まで休講等の措置をと
	る。

# ②地震による休講等の措置について

吉田キャンパス、宇治キャンパス及び桂キャンパスを含む地域で震度6弱以上の地震が発生した場合、当分の間、休講等の措置をとります。

- ③理事の判断による休講等の措置について
- ①、②のほか、担当理事が学生の安全確保のため必要があると判断した場合、本研究科の授業等について休講等の措置をとることがあります。
- ④気象警報等の発令・解除、公共交通機関の運行の確認・周知について

気象警報等の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の報道又は公共交通機関ホームページでの発表によります。

なお、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における対面により行う休講等の措置及び当該措置 の終了については、KULASIS 及び本学ホームページ等を通じて、周知します。

(2) 気象警報等の発令、公共交通機関運行休止等で授業が休講等になった場合 授業が休講のために補講が行われる場合は、掲示等により周知します。

## (3) 通学が困難な場合の救済措置

(2) による休講等の措置をとらない場合であっても、次のいずれかに該当する事態が発生したことにより 本研究科の科目の授業等に出席できなかったときは、救済措置をとることがあります。

救済措置を希望する場合は、当該事態の確認のために必要な関係書類を添えて「授業欠席届」を教務掛窓口 へ提出してください。(「授業欠席届」は教務掛窓口で配付します。)

申し出が受理された場合、授業担当教員へ報告いたします。

- (1) 居住地を含む地域における震度6弱以上の地震の発生
- (2) 居住地を含む地域における避難指示 (緊急) 又は避難勧告の発令
- (3) 居住地を含む地域における気象警報等の発表
- (4) その他居住地を含む地域又は通学経路における前3号に準ずる災害等の発生